

那 霸 市 公 報

第 1 7 5 9 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 規 則 ◇

- 那覇市銘苅駐車場条例の施行期日を定める規則（商工農水課）…………… 1888
- 那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（市営住宅課）…………… 1888

◇ 告 示 ◇

- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について（建築指導課）…………… 1890
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 1890
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 1892
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…………… 1893
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…………… 1894
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について（保護管理課）…………… 1895

◇ 公 告 ◇

- 那覇市ともかぜ振興会館備品購入に係る制限付一般競争入札の実施について（平和交流・男女参画課）…………… 1896

○個人情報業務届出書の公表について（市民生活安全課）	1898
○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（市民生活安全課）	1911
○会議開催の公告（秘書広報課）	1915
○令和 2 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託に係る入札の実施について（法制契約課）	1915
○令和 2 年度那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託に係る入札の実施について（管財課）	1922
○那覇市役所本庁舎中央監視業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）（管財課）	1927
○那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）（管財課）	1929
○那覇市役所本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託の入札の実施について（長期継続契約）（管財課）	1932
○那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託契約の制限付一般競争入札の実施について（管財課）	1934
○那覇市役所真和志庁舎施設管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）（管財課）	1937
○那覇市役所真和志庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）（管財課）	1939
○那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借契約の制限付一般競争入札の実施について（管財課）	1942
○那覇市役所本庁舎トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理の制限付一般競争入札の実施について（管財課）	1944
○なは市民協働プラザ機械設備保守点検業務委託の入札の実施について（まちづくり協働推進課）	1947
○なは市民協働プラザ環境衛生管理業務委託の入札の実施について（まちづくり協働推進課）	1949
○なは市民協働プラザ施設管理業務委託の入札の実施について（まちづくり協働推進課）	1951
○なは市民協働プラザ消防用設備保守点検業務委託の入札の実施について（まちづくり協働推進課）	1953

- なは市民協働プラザ昇降機保守点検業務委託の入札の実施について (まちづくり協働推進課) …………… 1955
- なは市民協働プラザ自家用電気工作物保安管理業務委託の入札の実施について (まちづくり協働推進課) …………… 1958
- なは市民協働プラザデマンド監視業務委託の入札の実施について (まちづくり協働推進課) …………… 1960
- 令和 2 年度エコマール那覇等電力設備保守点検業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について (クリーン推進課) …………… 1962
- 令和 2 年度エコマール那覇重機類保守点検業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について (クリーン推進課) …………… 1964
- 令和 2 年度エコマール那覇空調設備保守点検業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について (クリーン推進課) …………… 1965
- 那覇市保健所空調設備保守管理業務の制限付一般競争入札の実施について (保健総務課) …………… 1967
- 那覇市保健所環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について (保健総務課) …………… 1969
- 開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) …………… 1970
- 令和 2 年度那覇市消防局寝具類賃貸借契約に係る制限付一般競争入札について (消防局総務課) …………… 1971

◇消防局訓令◇

- 那覇市消防吏員ワッペン規程の全部を改正する訓令…………… 1973

◇上下水道局告示◇

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について…………… 1977
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新について…………… 1977

規 則

那覇市規則第 1 号
令和 2 年 2 月 18 日
公 布 済

那覇市銘苅駐車場条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市銘苅駐車場条例の施行期日を定める規則

那覇市銘苅駐車場条例(令和元年那覇市条例第21号)の施行期日は、令和2年3月2日とする。

那覇市規則第 2 号
令和 2 年 2 月 18 日
公 布 済

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(連帯保証人の変更)</p> <p>第8条 入居者は、連帯保証人が死亡その他の事由により連帯保証人でなくなったとき、又は前条各号の条件を具備しない者となったときは、速やかに連帯保証人を変更しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p><u>(連帯保証に係る極度額)</u></p> <p><u>第7条の2 連帯保証人が責任を負う保証債務の極度額は、入居者の入居時における家賃の6月分に相当する額とする。</u></p> <p>(連帯保証人の変更)</p> <p>第8条 入居者は、連帯保証人が死亡その他の事由により連帯保証人でなくなったとき、又は第7条各号の条件を具備しない者となったときは、速やかに連帯保証人を変更しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

那 覇 市 告 示 第 377 号
令 和 2 年 2 月 6 日
掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり指定したので、公告する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指 定 番 号 : 第 6 号
- 2 指定道路の種類 : 第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路
- 3 指 定 年 月 日 : 令和 2 年 2 月 6 日
- 4 指定道路の位置 : 那覇市高良 2 丁目 1547 番 4、1547 番 4 地先水路
- 5 指定道路の幅員 : 4.13~4.64m
- 6 指定道路の延長 : 61.56m

那 覇 市 告 示 第 400 号
令 和 2 年 3 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
ていだ薬局	株式会社ハイジアファーマー	令和元年12月1日～ 令和7年11月30日
那覇市高良3-10-6		
那覇センター薬局	株式会社那覇調剤センター	令和2年1月1日～ 令和7年12月31日
那覇市久茂地3丁目13番1号63ビル 102		
新泉堂薬局	吉田 安樹	令和2年2月1日～ 令和8年1月31日
那覇市古波蔵4丁目13-12		
金井医院	金井 透	令和2年1月1日～ 令和7年12月31日
那覇市首里石嶺町3-218-3 1階		
スマイル薬局 古島店	有限会社ワーク	令和2年1月14日～ 令和8年1月13日
那覇市古島2-6-3		
医療法人心咲会 ひびき デンタルクリニック	医療法人心咲会	令和2年1月1日～ 令和7年12月31日
那覇市真嘉比3丁目19番30号 UYビル2F		

那 覇 市 告 示 第 401 号

令 和 2 年 3 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
スマイル薬局古島店	有限会社ワーク	令和2年1月13日
那覇市古島2丁目16番1号		
屋宜内科医院	医療法人かねや	令和2年2月3日
那覇市旭町112番地29 102号		
ひびきデンタルクリニック	佐竹 ひびき	令和元年12月31日
那覇市真嘉比3丁目19番30号 2階		
新泉堂薬局 旭町店	吉田 安樹	令和2年2月1日
那覇市旭町112番地1 金秀ビル西館1階		

あいらんど薬局 (古波蔵店)	株式会社 ジーセットメディカル	令和元年 12 月 31 日
那覇市古波蔵 4-13-12		
アイワ薬局 松島店	株式会社 アイワメディカルオキナワ	令和 2 年 1 月 31 日
那覇市松島 2 丁目 1 番地 19		

那覇市告示第 402 号

令和 2 年 3 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
デイサービスこすもす		令和 2 年 2 月 1 日
1 名称	変更後 1 デイサービスセンターこすもす 2 那覇市字松川 20 番 5 3 098-975-5273	
2 所在地	4 098-975-5274	
3 電話番号	変更前	
4 FAX 番号	(1 デイサービスセンター 若狭海岸) (2 那覇市若狭一丁目 21 番 1 号) (3 098-941-0110) (4 098-941-0113)	

那 覇 市 告 示 第 403 号

令 和 2 年 3 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
都古国際通訪問介護事業所 (訪問介護)	令和元年 8 月 1 日
那覇市松尾 2 丁目 16 番 31 号	

那 覇 市 告 示 第 404 号

令 和 2 年 3 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく施術機関について、生活保護法第55条第2項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
仲宗根 保	なかそね鍼灸整骨院	令和元年12月31日
	那覇市前島1-15-3	

公 告

那覇市公告第 610 号
令和 2 年 2 月 14 日
掲 示 済

那覇市ともかぜ振興会館備品購入に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、制限付一般競争入札(以下「入札」という。)を実施するので、施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市ともかぜ振興会館備品(事務用品)の購入
- (2) 納入期限 令和 2 年 6 月 30 日(火)
- (3) 履行場所 那覇市ともかぜ振興会館(那覇市金城 3 丁目 5 番地の 3)
- (4) 履行内容 別紙「那覇市ともかぜ振興会館備品購入(事務用品)仕様書」
のとおり
- (5) 予定価格 非公開

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる事項のすべてを満たす者でなければ入札に参加することができません。

- (1) 本市法制契約課長が作成する令和元年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者の内、事務機・用紙類・文具類・OA機器を希望業種としていること。
- (2) 本市内に本店、支店、営業所のいずれかを有すること。
- (3) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定する者に該当しないこと。
- (4) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (7) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係

していないこと。

3 契約条項を示す場所 総務部平和交流・男女参画課

4 質問疑義照会書

(1) 質問期限 令和2年2月21日(金) 16時

(2) 「質問疑義照会書」(様式1)を電子メールで下記のアドレス宛てに提出

(3) 那覇市役所 総務部 平和交流・男女参画課

E-mail: S-HEIDAN001@city.naha.lg.jp

(4) 回答 令和2年2月25日(火)に那覇市ホームページの公示している場所に回答を掲示します。

5 入札説明会

入札説明会は実施しません。

6 入札参加申し込み

(1) 入札参加申し込み期限 令和2年2月25日(火) 17時

(2) 提出書類 入札参加申込書(様式2)

(3) 提出先 総務部平和交流・男女参画課

7 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和2年3月3日(火)午前10時

(2) 場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所5階(501会議室)

8 入札時提出書類

(1) 入札書(様式3)

(2) 代理人が入札する場合は委任状(様式4)

9 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除。

10 入札の無効に関する事項

入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

11 その他

(1) 那覇市に提出された書類は返却しません。

12 お問い合わせ

那覇市総務部平和交流・男女参画課：大城、泉

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-861-6906(直通) FAX 098-861-4092

那 覇 市 公 告 第 6 1 5 号
令 和 2 年 2 月 1 8 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和2年2月4日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部 生活衛生課		電話853-7963	
個人情報管理責任者	生活衛生課長			
業務の名称	住宅宿泊事業法に関する業務			
業務の目的	県からの移譲事務。新規施設届及び変更届の受理を行う。			
個人情報の対象者	届出者名及び代表者名、届出者住所等			
業務の開始年月日	平成30年6月1日			
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (連絡先)	<input type="checkbox"/> 職業 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 () 上記事項を取扱う理由
		心身	その他	
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(本人同意) <u>法令等</u> 公知性・緊急性・審議会			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時()			
本人への通知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和 2 年 2 月 4 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部 特定健診課			電話 内2526
個人情報管理責任者	特定健診課長			
業務の名称	高齢者の保健事業と介護予防の一体化モデル事業関連業務			
業務の目的	後期高齢者医療保険、生活習慣病等の重症化予防、介護予防と いった、切れ目のない保健指導、地域支援事業等との連携等、支 援体制の構築により、健康寿命の延伸を目指す。			
個人情報の対象者	後期高齢者医療被保険者 (75歳以上)			
業務の開始年月日	令和2年4月1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 職 業 <input type="checkbox"/> 地 位 <input type="checkbox"/> 学 歴 <input type="checkbox"/> 資 格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞 罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 収 入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 思 想 <input type="checkbox"/> 宗 教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯 歴 等 <input type="checkbox"/> その他 ()
	心 身			上記事項を取扱う理由
	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容 姿 <input checked="" type="checkbox"/> 病 歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい程度 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (健診結果)	その他	<input checked="" type="checkbox"/> 介護情報 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 (本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(健診時、KDBシステム等)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第2号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和2年1月27日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務部秘書広報課			電話862-9942
個人情報管理責任者	秘書広報課長			
業務の名称	QABデータ放送試験運用 プレゼント発送業務			
業務の目的	データ放送が有効な広報手段となるか分析するため、市民がデータ放送をどのくらいの頻度で活用しているのか調査する			
個人情報の対象者	プレゼント応募者			
業務の開始年月日	令和2年1月27日			
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 () 上記事項を取扱う理由
		心身	その他	
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(令和2年1月27日～令和2年2月5日)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務廃止届出書

令和2年2月4日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務部秘書広報課			電話098-862-9942
届出の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和 2年 2月 4日	
業務の名称及び 開始年月日	広報なは市民の友令和2年1月号掲載 プレゼント発送業務			令和 2年 2月 4日
廃止又は変更の 理由	令和2年2月4日をもってプレゼント発送完了したため。			
変更の内容	変 更 前		変 更 後	
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和 2 年 2 月 4 日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	出納室 電話 862-9394		
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和 2 年 2 月 4 日
業務の名称及び 開始年月日	報酬、給与、諸手当の支払い業務 ※支払調書作成に係る個人番号利用事務の追加 平成 2 8 年 1 月		
廃止又は変更の 理由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い特定個人情報(個人番号)を支払調書作成の際に個人番号を利用する事務が追加された。		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	報酬、給与、諸手当の支払い業務	「報酬、給与、諸手当の支払い業務」の内容に、「支払調書作成に係る個人番号利用事務」を追加する。	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和 2 年 2 月 4 日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	上下水道局企画経営課			電話 941-7802
個人情報管理責任者	企画経営課長			
業務の名称	委託業務に係る関係者の確認			
業務の目的	委託業務に係る受託者及び業務従事者の資格、経歴等の確認			
個人情報の対象者	受託者（落札候補者を含む）及び業務従事者（受託者の従業員）			
業務の開始年月日	令和 2 年 2 月 14 日			
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (電話番号)	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input checked="" type="checkbox"/> 学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (社名、経歴)	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 () 上記事項を取扱う理由
		心身	その他	
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時()			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(変更)届出書

令和2年2月6日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	環境部 環境衛生課			電話 098-951-1530
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成25年4月1日	
業務の名称及び 開始年月日	通し番号141 あき地管理業務 平成25年4月1日			
廃止又は変更の 理由	課を新設したため			
変更の内容	変 更 前		変 更 後	
	保健衛生部 環境業務課		環境部 環境衛生課	
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(変更)届出書

令和2年2月6日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	環境部 環境衛生課			電話 098-951-1530
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成25年4月1日	
業務の名称及び 開始年月日	通し番号148 そ族昆虫苦情処理簿 平成25年4月1日			
廃止又は変更の 理由	課を新設したため			
変更の内容	変 更 前		変 更 後	
	保健衛生部 環境公害課		環境部 環境衛生課	
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(変更)届出書

令和2年2月6日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	環境部 環境衛生課			電話 098-951-1530
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成25年4月1日	
業務の名称及び 開始年月日	通し番号145 ハブ情報 平成25年4月1日			
廃止又は変更の 理由	課を新設したため			
変更の内容	変 更 前		変 更 後	
	保健衛生部 環境公害課		環境部 環境衛生課	
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(変更)届出書

令和2年2月6日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	環境部 環境衛生課			電話 098-951-1530
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成25年4月1日	
業務の名称及び 開始年月日	通し番号149 犬苦情処理簿 平成25年4月1日			
廃止又は変更の 理由	課を新設したため			
変更の内容	変 更 前		変 更 後	
	保健衛生部 環境公害課		環境部 環境衛生課	
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(変更)届出書

令和2年2月6日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	環境部 環境衛生課			電話 098-951-1530
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成25年4月1日	
業務の名称及び 開始年月日	通し番号146 畜犬登録台帳 平成25年4月1日			
廃止又は変更の 理由	課を新設したため			
変更の内容	変 更 前		変 更 後	
	保健衛生部 環境公害課		環境部 環境衛生課	
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和 2 年 2 月 5 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	企画財務部 企画調整課			電話 098-862-9937
個人情報管理責任者	企画調整課長			
業務の名称	那覇市真和志複合施設建設委員に関する事			
業務の目的	那覇市真和志複合施設建設委員会を設置し、真和志複合施設の建設に係る基本計画の策定に関する必要な事項について調査審議する。			
個人情報の対象者	那覇市真和志複合施設建設委員			
業務の開始年月日	令和 2 年 4 月 1 日以降			
個人情報記録の内容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他()
		心身	その他	上記事項を取扱う理由
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(委員委嘱時)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那 覇 市 公 告 第 616 号
令 和 2 年 2 月 18 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条第4項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第8条の2第2項で準用する同規則第2条第2項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・**提供**)届出書

令和2年2月12日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会
教育長 田端 一正

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	市民文化部 ハイサイ市民課	目的外利用部課 又は提供先	生涯学習部 生涯学習課
業 務 の 名 称	はたちの記念事業(成人式)		
利 用 の 区 分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和元年10月2日 <input type="checkbox"/> 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	新成人対象者(生年月日が平成11年4月2日から平成12年4月1日生まれの令和元年10月1日現在の現住者(外国人含む))の住基情報(住所、方書、氏名(漢字及びカナ)、生年月日、性別、世帯主名)		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (平成27年9月29日 答申第3号にて承認) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提供をする 理 由	新成人対象者に対して、成人式の案内通知を発送するため		
届 出 担 当 部 課	生涯学習部 生涯学習課 電話 098-917-3509 (内線2641)		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和2年2月12日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部 保護第2課	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県立南風原高等 支援学校
業務の名称	生活保護にかかる扶助費の支給状況の照会		
利用の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和2年2月12日 <input type="checkbox"/> 随時()		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯員氏名及び生年月日 ・校納金・修学旅行代の支給有無及び金額 		
目的外利用又は提供をする根拠条項	<p><input checked="" type="checkbox"/>那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律に基づく事務であり、個人情報の外部提供を行うことができる類型事項1に該当)</p> <p><input type="checkbox"/>那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/>那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)</p>		
目的外利用又は提供をする理由	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律に基づく事務		
届出担当部課	福祉部 保護第2課 電話098-861-5193(内線2472)		

那 覇 市 公 告 第 617 号
令 和 2 年 2 月 19 日
掲 示 済

会議開催の公告

次のとおり、会議を開催しますので公告します。

那覇市長 城 間 幹 子

記

- 1 会議の名称 那覇市政功労者表彰審査委員会
- 2 開催年月日 令和 2 年 3 月 10 日(火)
午後 3 時 ～ 午後 5 時
- 3 開催場所 那覇市役所 本庁舎 5 階 庁議室
- 4 議 題 令和 2 年度那覇市政功労者表彰候補者の審査について
- 5 傍 聴 可 (定員 名 ただし先着順です。)
 否 理由 (個人情報保護)
- 6 照 会 先 担当事務局 (総務部 秘書広報課)
(☎861-5173)

担当 山内

那 覇 市 公 告 第 622 号
令 和 2 年 2 月 21 日
掲 示 済

令和 2 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託に係る入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6、那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第 4 条第 1 項及び那覇市上下水道局契約事務規程(平成 17 年那覇市水道局規程第 1 号)第 3 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那 覇 市 長 城 間 幹 子
那覇市上下水道事業管理者 上 地 英 之

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 ①令和 2 年度那覇市庁舎等清掃業務委託
(別表 1「清掃業務委託案件一覧」のとおり)
②令和 2 年度那覇市庁舎等警備業務委託
(別表 2「警備業務委託案件一覧」のとおり)
- (2) 施 設 名 別表 1、別表 2 のとおり
- (3) 履 行 内 容 各業務委託の仕様書のとおり
(仕様書は入札説明会にて配布)
- (4) 契約予定日 令和 2 年 4 月 1 日
- (5) 履 行 期 間 別表 1、別表 2 のとおり
- (6) 特 記 事 項 長期継続契約案件の入札及び契約には、次の条件を付す。
ア 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
イ 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱第 5 条第 1 項の名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 沖縄県内に本店があること。
- (4) 本市内に、本店、支店又は営業所のいずれかがあること。
- (5) 警備業務にあつては沖縄県公安委員会の認定を受けており、1 号警備で登録していること。なお、警備業務委託(別表 2)の案件番号 8「明治橋貸切バス待機場運営管理業務委託」に限り、1 号警備及び 2 号警備で登録していること。
- (6) 清掃業務にあつては「清掃業」又は「環境衛生総合管理業」の沖縄県知事の登録を受けていること。
- (7) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号の暴力団又は、同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (8) 本市において指名停止の措置を受けていないこと。
- (9) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)第 2 条第 2 号の欧州連合の供給者については、清掃業務委託(別表 1)の案件番号 1「那覇市役所本庁舎清掃業務委託 A」、案件番号 2「那覇市公民館・図書館および人材育成支援センターの清掃業務委託」、案件番号 3「那覇市役所本庁舎清掃業務委託 B」に限り、上記(1)(3)(4)(6)にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。

上記(1)に係る名簿に登録がない欧州連合の供給者が、那覇市庁舎等清掃業務委託競争入札参加資格審査申請を行う場合は、次のア・イの方法によること。

ア 申請書配布及び受付期間：

令和 2 年 2 月 21 日(金)～令和 2 年 3 月 6 日(金)

イ 申請書配布方法：当市ホームページからダウンロード

※法制契約課窓口でも受け取ることができます。

3 契約条項を示す場所 各案件の所管課(別表 1、別表 2 のとおり)

4 入札説明会の日時・場所

	清掃業務委託	警備業務委託
日時	令和 2 年 3 月 9 日(月) 受付 午前 9 時 説明 午前 9 時 10 分	令和 2 年 3 月 9 日(月) 受付 午後 1 時 30 分 説明 午後 1 時 40 分
場所	那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 (那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)	

5 入札執行の日時など

(1) 入札執行の日時・場所

	清掃業務委託	警備業務委託
日時	令和 2 年 3 月 23 日(月) 受付 午前 9 時 説明 午前 9 時 10 分	令和 2 年 3 月 23 日(月) 受付 午後 1 時 30 分 説明 午後 1 時 40 分
場所	那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 (那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)	

(2) 入札時提出書類

ア 入札書(本市様式)

イ 代理人が入札する場合にあっては委任状(本市様式)

(3) 特記事項

この公告は、令和 2 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備
手続であり、本入札案件は、令和 2 年度当初予算成立後に効力を生じる案件
である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、
入札を延期又は中止する場合がある。

6 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号及び那覇市上下水道局契約事務規程第 8 条
第 1 項第 2 号の規定に基づき免除する。

7 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした
入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札

- (12) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度(3回目の場合は、初度及び2回目)の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 落札の件数制限に違反した入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

8 落札の件数制限

落札できる件数は、清掃業務委託及び警備業務委託のそれぞれにおいて次の表のとおりとする。

なお、落札の件数制限は、本入札において落札した案件を対象とする。(平成31年度以前の契約で複数年契約(長期継続契約等)は、落札の制限の対象とはしない。)

	清 掃 及 び 警 備
Aランクの者	A級1件及びB級1件
	A級1件及びC級1件
	B級2件
	B級1件及びC級1件
	C級2件
Bランクの者	B級1件
	C級2件
Cランクの者	C級1件

9 落札決定後の提出書類(落札者のみ提出)

落札者は、指定された期日までに最低賃金遵守誓約書(本市様式)を各案件の所管課へ提出すること。警備業にあつては、公安委員会の認定通知書の写しも提出すること。

10 正当報酬受領証の提出

契約を締結した者は、各案件の仕様書又は契約書に定めるとおり、正当報酬受領証を提出すること。

11 お問合せ先

那覇市 総務部 法制契約課 物品契約グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-951-3253 F A X 098-894-8974

別表 1 : 清掃業務委託案件一覧

案件番号	等級	件名	施設名	契約形態	履行期間		所管課
					開始年月日	終了年月日	
1	A級	那覇市役所本庁舎清掃業務委託 A	那覇市役所本庁舎	長期継続契約	令和 2 年 4 月 1 日	令和 4 年 3 月 31 日	管財課
2	A級	那覇市公民館・図書館及び人材育成支援センター清掃業務委託	那覇市公民館・図書館 7 館および那覇市人材育成支援センターまーいまい Naha	単年度	令和 2 年 4 月 1 日	令和 3 年 3 月 31 日	中央公民館
3	A級	那覇市役所本庁舎清掃業務委託 B	那覇市役所本庁舎	長期継続契約	令和 2 年 4 月 1 日	令和 4 年 3 月 31 日	管財課
4	B級	令和 2 年度交通広場及び道路情報センター清掃業務委託	交通広場及び道路情報センター	単年度	令和 2 年 4 月 1 日	令和 3 年 3 月 31 日	道路管理課
5	B級	なは市民協働プラザ清掃業務委託	なは市民協働プラザ	長期継続契約	令和 2 年 4 月 1 日	令和 4 年 3 月 31 日	まちづくり協働推進課
6	C級	真和志庁舎清掃業務委託	那覇市役所真和志庁舎	長期継続契約	令和 2 年 4 月 1 日	令和 4 年 3 月 31 日	管財課
7	C級	那覇市保健所施設清掃業務委託	那覇市保健所	長期継続契約	令和 2 年 4 月 1 日	令和 4 年 3 月 31 日	保健総務課
8	C級	壺屋焼物博物館清掃業務委託	那覇市立壺屋焼物博物館	単年度	令和 2 年 4 月 1 日	令和 3 年 3 月 31 日	文化財課
9	C級	消防局庁舎清掃業務委託契約	那覇市消防局庁舎	単年度	令和 2 年 4 月 1 日	令和 3 年 3 月 31 日	総務課
10	C級	那覇市公衆便所等清掃及び保守管理業務委託	那覇市公衆トイレ 3 箇所	単年度	令和 2 年 4 月 1 日	令和 3 年 3 月 31 日	グリーン推進課
11	C級	那覇市歴史博物館清掃業務委託	那覇市歴史博物館	単年度	令和 2 年 4 月 1 日	令和 3 年 3 月 31 日	文化財課
12	C級	喫煙設備灰皿清掃業務委託	那覇市ぶんかテンプス館	単年度	令和 2 年 4 月 1 日	令和 3 年 3 月 31 日	観光課

別表 2 : 警備業務委託案件一覧

案件番号	等級	件名	施設名	契約形態	履行期間		所管課
					開始年月日	終了年月日	
1	A級	那覇市役所本庁舎保安警備及び駐車場管理業務委託	那覇市役所本庁舎	長期継続契約	令和 2 年 4 月 1 日	令和 4 年 3 月 31 日	管財課
2	A級	壺屋焼物博物館警備・料金徴収・展示室監視業務委託	那覇市立壺屋焼物博物館	単年度	令和 2 年 4 月 1 日	令和 3 年 3 月 31 日	文化財課
3	A級	真和志庁舎警備業務委託	那覇市役所真和志庁舎	長期継続契約	令和 2 年 4 月 1 日	令和 4 年 3 月 31 日	管財課
4	A級	公設市場警備保安業務委託	第一牧志公設市場、牧志公設市場衣料部、牧志公設市場雑貨部、宇栄原公設市場	長期継続契約	令和 2 年 4 月 1 日	令和 4 年 3 月 31 日	なはまち振興課
5	A級	なは市民協働プラザ警備業務委託	なは市民協働プラザ	単年度	令和 2 年 4 月 1 日	令和 3 年 3 月 31 日	まちづくり協働推進課
6	A級	那覇市上下水道局庁舎警備及び電話受付業務委託	那覇市上下水道局庁舎等	長期継続契約	令和 2 年 4 月 1 日	令和 5 年 3 月 31 日	上下水道局総務課
7	A級	玉陵・識名園警備業務委託	玉陵・識名園	単年度	令和 2 年 4 月 1 日	令和 3 年 3 月 31 日	文化財課
8	A級	明治橋貸切バス待機場運営管理業務委託	明治橋貸切バス待機場及び乗務員休憩所	単年度	令和 2 年 4 月 1 日	令和 3 年 3 月 31 日	観光課
9	B級	那覇市保健所施設警備業務委託	那覇市保健所	長期継続契約	令和 2 年 4 月 1 日	令和 4 年 3 月 31 日	保健総務課
10	B級	都市公園巡回警備業務委託	那覇市内の公園	単年度	令和 2 年 4 月 1 日	令和 3 年 3 月 31 日	公園管理課
11	C級	那覇市民会館警備業務委託	那覇市民会館	単年度	令和 2 年 4 月 1 日	令和 3 年 3 月 31 日	文化振興課
12	C級	令和 2 年度おもろまち交通広場道路情報センター警備業務委託	おもろまち交通広場道路情報センター	単年度	令和 2 年 4 月 1 日	令和 3 年 3 月 31 日	道路管理課
13	C級	那覇市し尿等下水道放流施設警備業務委託	那覇市し尿等下水道放流施設	長期継続契約	令和 2 年 4 月 1 日	令和 5 年 3 月 31 日	クリーン推進課

令和 2 年度那覇市庁舎等清掃業務委託競争入札参加資格審査申請 要領

案件①～案件③の清掃業務委託に係る競争入札に参加を希望する場合は、この要領に従って入札参加資格審査申請書を提出してください。

案件①	那覇市役所本庁舎清掃業務委託 A
案件②	那覇市公民館・図書館及び人材育成支援センター清掃業務委託
案件③	那覇市役所本庁舎清掃業務委託 B

1 入札参加資格要件

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)第 2 条第 2 号の欧州連合の供給であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに定める者に該当しないこと。
- (3) 2020 年 2 月 21 日において清掃業務の営業実績が 2 年以上あること。
- (4) 従業員数(清掃員数)が 30 人以上であること。
- (5) 資本金が 500 万円以上又は、直近 2 会計年度の清掃業務契約実績合計額の平均が 5,000 万円以上であること。
- (6) 市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度に加入していること。
- (8) 貸金不払い等社会的不正行為がないこと。
- (9) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 清掃員の制服制度があること。
- (12) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号の暴力団又は同第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (13) その他市長が必要と認める要件を満たしていること。

※「官公需適格組合(以下「組合」という。)」として証明を受けた者からの申請もできます。組合での申請については、(4)及び(6)の要件に代えて、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書を添付すること。

2 申請書類(本市様式)の配布

- (1) 配布期間 2020 年 2 月 21 日(金)～2020 年 3 月 6 日(金)
- (2) 配布方法 那覇市ホームページからダウンロード

- ※ 申請書類及び申請要領は、上記配布期間内（土・日曜日、祝日を除く。）に総務部法制契約課（那覇市役所本庁舎 5 階）でも、受け取ることができます。
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（正午～午後 1 時除く。）
- ※ 本庁舎の駐車場は、有料となっておりますのでご了承ください。

3 申請方法

- (1) 申請方法 原則として「郵送」による
※ 郵送方法は、特に本市から指定はありません。（書留類・レターパック・宅配便など利用可）
海外からの郵送については、郵便追跡サービスのある国際スピード郵便（EMS）のみとします。
- (2) 受付期間 2020 年 2 月 21 日（金）～2020 年 3 月 6 日（金）
(3 月 6 日消印有効)
- (3) 送付先・問い合わせ先
〒900-8585
沖縄県那覇市泉崎 1-1-1
那覇市役所総務部法制契約課 物品契約グループ
電話番号 098-951-3253（直通）

那覇市公告第 638 号
令和 2 年 3 月 2 日

令和 2 年度那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託に係る入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6、那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第 4 条第 1 項及び那覇市上下水道局契約事務規程(平成 17 年那覇市水道局規程第 1 号)第 3 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子
那覇市上下水道事業管理者 上 地 英 之

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 令和 2 年度那覇市公共施設等一般廃棄物収集運搬業務委託
(別表 1「那覇市公共施設等一般廃棄物収集運搬業務委託案件一覧」のとおり)
- (2) 履行場所 別表 1 のとおり
- (3) 履行内容 各業務委託の仕様書のとおり(仕様書は入札説明会にて配布)

-
- (4) 契約予定日 令和 2 年 4 月 1 日
- (5) 履行期間
- ア 単年度契約案件
令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
※本事業の予算については、令和 2 年度当初予算に計上しているところ
です。事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等に変
更が生じる場合があることを予めご留意ください。
- イ 長期継続契約案件
那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則
第 3 条に定める任意の期間
※長期継続契約案件の入札及び契約には次の条件を付す。
長期継続契約案件の入札に係る契約は、那覇市長期継続契約を締結する
ことができる契約を定める条例(平成 21 年那覇市条例第 41 号)第 2 条第
2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度
の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範
囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出
予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除すること
ができるものとする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に定める者に該当しないこと。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)第
7 条第 1 項に基づき那覇市長の許可を受けた那覇市一般廃棄物収集運搬許
可業者であること。
- (3) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号の暴力
団又は、同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係してい
ないこと。
- 3 契約条項を示す場所 各案件の所管課 (別表 1 のとおり)
- 4 入札説明会の日時・場所
- (1) 日時 令和 2 年 3 月 12 日(木)
午後 1 時 30 分受付 午後 1 時 45 分事前説明
午後 2 時入札説明会開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎(那覇市泉崎 1-1-1) 12 階 第 2 研修室
- 5 入札執行の日時・場所
- (1) 日時 令和 2 年 3 月 24 日(火)
午後 1 時 30 分受付 午後 1 時 45 分事前説明 午後 2 時入札開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎(那覇市泉崎 1-1-1) 12 階 第 2 研修室
- 6 入札保証金
入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項及び那覇市上下水道局契約事務規
程第 8 条 1 項の規定に基づき免除することができる。
- 7 入札時提出書類
- (1) 入札書(本市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(本市様式)
- (3) 那覇市一般廃棄物収集運搬許可証(写し)
- (4) 印鑑登録証明書(写し)
-

8 無効の入札

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札(2 回目・3 回目の入札)の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

9 問い合わせ先

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

※本庁舎駐車場は有料となっておりますので、来庁の際は公共交通機関をご利用下さい。

別表 1 那覇市公共施設等一般廃棄物収集運搬業務委託案件一覧

案件番号	件名	施設数	対象施設	所管部	所管課	契約期間
1	令和 2 年度那覇市都市公園清掃(塵芥回収)管理業務委託	90	那覇市都市公園等	都市みらい部	公園管理課	1 年
2	学校ごみ処理業務委託(那覇東地区)	37	那覇市立小学校(17)・中学校(10)・こども園(10)	学校教育部 (こどもみらい部)	学校教育課 (こども教育保育課)	1 年
3	学校ごみ処理業務委託(那覇西地区)	33	那覇市立小学校(19)・中学校(7)・こども園(7)			1 年
4	こども園等ごみ処理業務委託	9	久場川こども園、宇栄原こども園、樋川みらいこども園、あめくみらいこども園、給食センター、城岳給食センター、こども発達支援センター、緑ヶ丘公園集会所、壺屋児童館	こどもみらい部	こども教育保育課	1 年
5	那覇市役所本庁舎等ごみ処理業務委託	2	那覇市役所本庁舎、真和志庁舎	総務部	管財課	1 年
6	那覇市上下水道局庁舎一般廃棄物搬出業務委託	1	那覇市上下水道局	上下水道部	総務課	3 年

別表 1 那覇市公共施設等一般廃棄物収集運搬業務委託案件一覧

案件番号	件名	施設数	対象施設	所管部	所管課	契約期間
7	那覇市市民文化部 6 施設ごみ収集業務委託	6	首里支所、小禄支所、壺屋焼物博物館、なは市民協働プラザ、玉陵、識名園	市民文化部	まちづくり協働推進課	1 年
8	令和 2 年度 那覇市学校給食センター (首里・小禄・真和志) ごみ処理業務委託	3	小禄、真和志、首里学校給食センター	学校教育部	学校給食課・小禄学校給食センター	1 年
9	消防庁舎ごみ収集業務委託契約	7	消防局庁舎、西消防署、神原分署、首里・国場・小禄・安謝出張所	消防局	消防局総務課	1 年
10	公民館・図書館及び人材育成支援センターごみ処理業務委託	7	中央図書館・繁多川図書館・首里公民館・石嶺公民館・小禄南公民館・若狭図書館・那覇市人材育成支援センターまーいまーい Naha	生涯学習部	小禄南公民館	1 年
11	那覇市保健所ごみ処理業務委託	1	那覇市保健所	健康部	保健総務課	1 年
12	識名霊園一般廃棄物収集運搬業務委託	1	那覇市識名霊園	環境部	環境保全課	1 年

那 覇 市 公 告 第 639 号

令 和 2 年 3 月 2 日

那覇市役所本庁舎中央監視業務委託の制限付一般競争入札の実施について
(長期継続契約)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎中央監視業務委託契約
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎(以下「本庁舎」という。)
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- (3) 履 行 期 間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
- (4) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 21 年那覇市条例第 41 号)第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。
なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「電気」若しくは「管」に登録されていること。または、那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 過去 2 年間に建物の電気及び冷房設備の運用管理業務の請負実績があること。
- (3) 従業員に次の者がいること。
 - ・ 第 1 種電気工事士 1 人以上
 - ・ 第 1 種～第 3 種のいずれかの冷凍機械責任者免状を有する者 1 人以上
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所

等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。

- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
 - (7) 貸金不払等社会的不正行為がないこと。
 - (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
 - (9) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
 - (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
 - (11) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
 - (12) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
 - (13) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
 - (14) その他市長が必要と認める条件
- 3 契約条項を示す場所
那覇市総務部管財課
(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階)
 - 4 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所
配布期間 令和 2 年 3 月 2 日(月)～令和 2 年 3 月 9 日(月)
午前 9 時～午後 4 時(正午～午後 1 時を除く)
(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)
配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番地 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※本庁舎の駐車場は有料です。
 - 5 業務委託仕様書等に対する質問及び回答
質問期間 令和 2 年 3 月 2 日(月)～令和 2 年 3 月 9 日(月)
質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
回 答 日 令和 2 年 3 月 12 日(木)
回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。
 - 6 入札執行の日時及び場所
日 時 令和 2 年 3 月 19 日(木)
午前 9 時 45 分受付開始 午前 10 時 00 分入札開始
場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 5 階 501 会議室
※本庁舎の駐車場は有料です。
 - 7 入札時提出書類
(1) 入札書(市様式)
(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状(市様式)
 - 8 入札保証金
入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づき免除することができる。

9 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 に相当する額の納付、又は那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

10 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務実績表(市様式)
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険(労災・雇用)加入証明書
- (7) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入証明書
- (8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)
- (10) その他市長が必要と認める書類

11 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

12 郵送による入札は認めない。

13 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

14 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番地 1 号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 640 号

令和 2 年 3 月 2 日

那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について
(長期継続契約)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託
- (2) 履行場所 那覇市役所本庁舎(以下「本庁舎」という。)
- (3) 履行期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- (4) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 21 年那覇市条例第 41 号)第 2 条第 2 項の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項。

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 次のいずれにも該当すること
 - (ア) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 7 号の登録があり、かつ第 2 号または第 8 号の登録があること。
 - (イ) 那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。
- (3) 営業実績が 2 年以上あること。
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁)による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (10) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (11) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (12) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (13) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 契約条項を示す場所

那覇市総務部管財課

(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階)

-
- 4 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所
配布期間 令和 2 年 3 月 2 日(月)～令和 2 年 3 月 9 日(月)
午前 9 時～午後 4 時(正午～午後 1 時を除く)
(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)
配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※本庁舎の駐車場は有料になっています。
- 5 業務委託仕様書等に対する質問及び回答
質問期間 令和 2 年 3 月 2 日(月)～令和 2 年 3 月 9 日(月)
質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
回 答 日 令和 2 年 3 月 12 日(木)
回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。
- 6 入札執行の日時及び場所
日 時 令和 2 年 3 月 19 日(木)
午前 11 時 00 分受付開始 午前 11 時 10 分入札開始
場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階 501 会議室
※本庁舎の駐車場は有料になっています。
- 7 入札時提出書類
(1) 入札書(市様式)
(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)
- 8 入札保証金
那覇市契約規則第 8 条第 1 項の規定に基づく場合は免除することができる。
- 9 契約保証金
契約金額の 100 分の 10 に相当する額の納付、又は那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結すること。
- 10 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)
落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。
(1) 入札資格審査申請書
(2) 業務実績表(市様式)
(3) 商業登記簿
(4) 市税完納証明書
(5) 所在地確認資料
(6) 労働保険(労災・雇用)加入証明書
(7) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入証明書
(8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
(9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)
(10) その他市長が必要と認める書類
- 11 入札の無効
入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。
- 12 郵送による入札は認めない。
-

13 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

14 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那 覇 市 公 告 第 6 4 1 号

令 和 2 年 3 月 2 日

那覇市役所本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託の入札の実施について
(長期継続契約)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎(以下「本庁舎」という。)
- (3) 履 行 期 間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成21年那覇市条例第41号)第2条第2項の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 那覇産業保安監督事務所の「電気保安法人名簿」に登録されていること。
- (2) 営業実績が2年以上あること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成23年12月5日総務部長決裁)による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。

- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
 - (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
 - (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
 - (9) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
 - (10) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
 - (11) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
 - (12) その他市長が必要と認める条件
- 3 契約条項を示す場所
那覇市総務部管財課
(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階)
 - 4 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所
配布期間 令和 2 年 3 月 2 日(月)～令和 2 年 3 月 9 日(月)
午前 9 時～午後 4 時(正午～午後 1 時を除く)
(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)
配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番地 1 号 本庁舎 5 階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※本庁舎の駐車場は有料になっています。
 - 5 業務委託仕様書等に対する質問及び回答
質問期間 令和 2 年 3 月 2 日(月)～令和 2 年 3 月 9 日(月)
質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
回答日 令和 2 年 3 月 12 日(木)
回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。
 - 6 入札執行の日時及び場所
日 時 令和 2 年 3 月 19 日(木)
午後 3 時 30 分受付開始 午後 3 時 40 分入札開始
場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 5 階 501 会議室
※本庁舎の駐車場は有料になっています。
 - 7 入札時提出書類
 - (1) 入札書(市様式)
 - (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状(市様式)
 - (3) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)
 - 8 入札保証金
那覇市契約規則第 8 条第 1 項の規定に基づく場合は免除することができる。
 - 9 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)
落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。
 - (1) 入札資格審査申請書
 - (2) 業務実績表(市様式)
 - (3) 商業登記簿

- (4) 市税完納証明書
 - (5) 所在地確認資料
 - (6) 労働保険(労災・雇用)加入証明書
 - (7) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入証明書
 - (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 10 入札の無効
入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。
- 11 郵送による入札は認めない。
- 12 留意事項
入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。
- 13 お問合せ
那覇市総務部管財課庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番地1号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 642 号
令和 2 年 3 月 2 日

那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託契約の制限付一般競争入札の実施
について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎(以下「本庁舎」という。)
那覇市泉崎1丁目1番1号
- (3) 業務の目的 本庁舎外周及び中庭に設置されている植物を常に良好な状態に管理し、庁舎の美観を保つとともに遮熱効果を提供することを目的とする。
- (4) 履 行 期 間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日
※本事業予算については、令和 2 年度当初予算に計上しているところです。

事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等に変更が生じる場合があることを予めご留意ください。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「造園」に登録されていること。
- (2) 従業員に常勤の者で造園施工管理技術士の資格を有する者が1人以上いること。
- (3) 営業実績が2年以上あること。
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成23年12月5日総務部長決裁)による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後2年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 契約条項を示す場所

那覇市総務部管財課(那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階)

4 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 令和2年3月2日(月)～令和2年3月9日(月)
午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)
(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※駐車場は有料です。

5 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問期間 令和2年3月2日(月)～令和2年3月9日(月)
- (2) 質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

- (3) 回答日 令和 2 年 3 月 12 日(木)
- (4) 回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対しメールで回答します。
- 6 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日 時 令和 2 年 3 月 23 日 (月)
午前 10 時 00 分受付開始 午前 10 時 10 分入札開始
 - (2) 場 所 那覇市泉崎 1-1-1 那覇市役所本庁舎 12 階第 2 研修室
※駐車場は有料です。
- 7 入札時提出書類
 - (1) 入札書(市様式)
 - (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状(市様式)
- 8 入札保証金
入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づき免除することができる。
- 9 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)
落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。
 - (1) 入札資格審査申請書
 - (2) 業務実績表(市様式)
 - (3) 商業登記簿
 - (4) 市税完納証明書
 - (5) 所在地確認資料
 - (6) 労働保険(労災・雇用)加入証明書
 - (7) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入証明書
 - (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 10 入札の無効
入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。
- 11 郵送による入札は認めない。
- 12 留意事項
入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。
- 13 お問合せ
那覇市総務部管財課庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那 覇 市 公 告 第 643 号

令 和 2 年 3 月 2 日

那覇市役所真和志庁舎施設管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について(長期継続契約)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所真和志庁舎施設管理業務委託契約
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所真和志庁舎
那覇市寄宮 2 丁目 32 番 1 号
- (3) 履 行 期 間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
- (4) 長 期 継 続 契 約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 21 年那覇市条例第 41 号)第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「電気」若しくは「管」に登録されていること。または、那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 過去 2 年間に建物の電気及び冷房設備の運用管理業務の請負実績があること。
- (3) 従業員に次の者がいること。
 - ・ 第 1 種電気工事士 1 人以上
 - ・ 第 1 種～第 3 種のいずれかの冷凍機械責任者免状を有する者 1 人以上
 - ・ 熟練された大工技能を有する者 1 人以上
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等

の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁)による。

- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
 - (7) 貸金不払等社会的不正行為がないこと。
 - (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
 - (9) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
 - (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
 - (11) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
 - (12) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
 - (13) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
 - (14) その他市長が必要と認める条件
- 3 契約条項を示す場所
那覇市総務部管財課
(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階)
 - 4 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所
配布期間 令和 2 年 3 月 2 日(月)～令和 2 年 3 月 9 日(月)
午前 9 時～午後 4 時(正午～午後 1 時を除く)
(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)
配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
 - 5 業務委託仕様書等に対する質問及び回答
質問期間 令和 2 年 3 月 2 日(月)～令和 2 年 3 月 9 日(月)
質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
回答日 令和 2 年 3 月 12 日(木)
回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。
 - 6 入札執行の日時及び場所
日 時 令和 2 年 3 月 19 日(木)
午前 9 時 45 分受付開始 午前 10 時 00 分入札開始
場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階 501 会議室
 - 7 入札時提出書類
 - (1) 入札書(市様式)
 - (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状(市様式)
 - 8 入札保証金
入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づき免除することができる。
 - 9 契約保証金
契約金額(年額)の 100 分の 10 に相当する額の納付、又は那覇市契約規則(平成 26 年 12 月 26 日那覇市規則第 59 号)第 30 条第 1 項に規定する履行保証保険契約を

締結すること。

10 資格審査書類の提出 (落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務実績表(市様式)
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険(労災・雇用)加入証明書
- (7) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入証明書
- (8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)
- (10) その他市長が必要と認める書類

11 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

12 郵送による入札は認めない。

13 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

14 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那 覇 市 公 告 第 6 4 4 号

令 和 2 年 3 月 2 日

那覇市役所真和志庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について(長期継続契約)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所真和志庁舎環境衛生管理業務委託契約
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所真和志庁舎
那覇市寄宮 2 丁目 32 番 1 号
- (3) 履行期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
- (4) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 21 年那覇市条例第 41 号)第 2 条第 2 項の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 次のいずれにも該当すること
 - (ア) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 7 号の登録があり、かつ第 2 号または第 8 号の登録があること。
 - (イ) 那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 過去 2 年間に官公庁の施設で環境衛生管理業務もしくは清掃業務の請負実績があること。
- (3) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁)による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

- 3 契約条項を示す場所
那覇市総務部管財課
(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階)
- 4 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所
配布期間 令和 2 年 3 月 2 日(月)～令和 2 年 3 月 9 日(月)
午前 9 時～午後 4 時(正午～午後 1 時を除く)
(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)
配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
- 5 業務委託仕様書等に対する質問及び回答
質問期間 令和 2 年 3 月 2 日(月)～令和 2 年 3 月 9 日(月)
質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
回答日 令和 2 年 3 月 12 日(木)
回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。
- 6 入札執行の日時及び場所
日 時 令和 2 年 3 月 19 日(木)
午前 11 時 00 分受付開始 午前 11 時 10 分入札開始
場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階 501 会議室
- 7 入札時提出書類
(1) 入札書(市様式)
(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)
- 8 入札保証金
入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づき免除することができる。
- 9 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)
落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。
(1) 入札資格審査申請書
(2) 業務実績表(市様式)
(3) 商業登記簿
(4) 市税完納証明書
(5) 所在地確認資料
(6) 労働保険(労災・雇用)加入証明書
(7) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入証明書
(8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
(9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)
(10) その他市長が必要と認める書類
- 10 入札の無効
入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。
- 11 郵送による入札は認めない。
- 12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 645 号

令和 2 年 3 月 2 日

那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借契約の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借
- (2) 履行場所 那覇市役所本庁舎(以下「本庁舎」という。)
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- (3) 業務の目的 本庁舎内に観葉植物を設置し、常に状態の良い状況を保ち来庁する市民に憩いの空間を提供することを目的とする。
- (4) 履行期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日
※本事業予算については、令和 2 年度当初予算に計上しているところです。
事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等に変更が生じる場合があることを予めご留意ください。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「造園」に登録されていること。
- (2) 営業実績が 2 年以上あること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札にお

ける営業所等認定基準(平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁)による。

- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
 - (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
 - (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
 - (8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
 - (9) 経営及び信用の状況が良好であること。
 - (10) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
 - (11) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
 - (12) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
 - (13) その他市長が必要と認める条件
- 3 契約条項を示す場所
那覇市総務部管財課(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階)
 - 4 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所
配布期間 令和 2 年 3 月 2 日(月)～令和 2 年 3 月 9 日(月)
午前 9 時～午後 4 時(正午～午後 1 時を除く)
(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)
配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※本庁舎の駐車場は有料です。
 - 5 業務委託仕様書等に対する質問及び回答
質問期間 令和 2 年 3 月 2 日(月)～令和 2 年 3 月 9 日(月)
質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
回答日 令和 2 年 3 月 12 日(木)
回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。
 - 6 入札執行の日時及び場所
日 時 令和 2 年 3 月 23 日(月)
午前 10 時 50 分受付開始 午前 11 時 00 分入札開始
場 所 那覇市泉崎 1-1-1 那覇市役所本庁舎 12 階第 2 研修室
※本庁舎の駐車場は有料です。
 - 7 入札時提出書類
(1) 入札書(市様式)
(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状(市様式)
 - 8 入札保証金
入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づき免除することができる。
 - 9 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務実績表(市様式)
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険(労災・雇用)加入証明書
- (7) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入証明書
- (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)
- (9) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

11 郵送による入札は認めない。

12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 646 号

令和 2 年 3 月 2 日

那覇市役所本庁舎トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理
- (2) 履行場所 那覇市役所本庁舎(以下「本庁舎」という。)
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

(3) 履行期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日

※本事業予算については、令和 2 年度当初予算に計上しているところです。
事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等に変更が生
じる場合があることを予めご留意ください。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければなら
ない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定め
る資格をすべて満たされなければならない。

(1) 過去 2 年間に本市その他の官公署とその種類及び規模を同じくする契約
を 2 回以上にわたって締結し、実績があること。

(2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更正手続き開
始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく
再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 地方税及び国税の滞納がないこと。

(4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)の
いずれかを有していること。

(5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。

(6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。

(7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。

(8) 経営及び信用の状況が良好であること。

(9) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定する
者に該当しないこと。

(10) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認めら
れたものにあつては、その事実があった後 2 年を経過していること。

(11) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 号に規
定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関
係していないこと。

(12) その他市長が必要と認める条件

3 契約条項を示す場所

那覇市総務部管財課

(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階)

4 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 令和 2 年 3 月 2 日(月)～令和 2 年 3 月 9 日(月)

午前 9 時～午後 4 時(正午～午後 1 時を除く)

(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)

配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番地 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階

那覇市総務部管財課

※窓口でのみ配布します。

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

5 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 令和 2 年 3 月 2 日(月)～令和 2 年 3 月 9 日(月)

質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出するこ
と。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回答日 令和 2 年 3 月 12 日(木)

回答方法 メールで回答指定のあった業者に対し、メールで回答します。

6 入札執行の日時及び場所

日 時 令和 2 年 3 月 23 日 (月)

午後 4 時受付開始 午後 4 時 10 分入札開始

場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 12 階第 2 研修室

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

7 入札時提出書類

(1) 入札書(市様式)

(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)

8 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づき免除。

9 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 に相当する額の納付、又は那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

10 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

(1) 入札資格審査申請書

(2) 業務実績表(市様式)

(3) 商業登記簿

(4) 納税証明書(地方税及び国税の滞納のない証明書)

(5) 所在地確認資料

(6) 労働保険(労災・雇用)加入証明書

(7) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入証明書

(8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)

(9) その他市長が必要と認める書類

11 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

12 郵送による入札は認めない。

13 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

14 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那 覇 市 公 告 第 647 号

令 和 2 年 3 月 2 日

なは市民協働プラザ機械設備保守点検業務委託の入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。)第 4 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 なは市民協働プラザ機械設備保守点検業務
- (2) 履行場所 なは市民協働プラザ 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
- (3) 履行期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- (4) 長期継続契約

この入札にかかる契約は、那覇市長期継続を締結することができる契約を定める条例(平成 21 年那覇市条例第 41 号)第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で、契約を締結又は継続するものであり、当該契約にかかる支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができるものとする。

- (5) 概 要 空調設備・ポンプ設備・自動ドア等の点検

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 冷凍機械責任者及び冷媒回収技術者の資格を有する者がいること。
- (2) 営業実績が 2 年以上あること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁)による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (10) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (11) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。

- (12) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (13) その他市長が必要と認める条件
- 3 入札説明会
日 時 令和 2 年 3 月 13 日(金)
午前 10 時 00 分受付開始 午前 10 時 10 分説明開始
場 所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3
- 4 入札執行の日時及び場所
日 時 令和 2 年 3 月 25 日(水)
午前 10 時 00 分受付開始 午前 10 時 10 分入札開始
場 所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3
- 5 入札時提出書類
(1) 入札書(市様式)
(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)
- 6 入札保証金
契約規則第 8 条第 1 項の規定に基づき免除することができる。
- 7 契約保証金
契約規則第 30 条第 1 項の規定に基づき免除することができる。
- 8 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)
落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市まちづくり協働推進課まで持参のうえ提出すること。
(1) 入札資格審査申請書(市様式)
(2) 業務実績表(市様式)
(3) 商業登記簿
(4) 市税完納証明書
(5) 所在地確認資料(市様式)
(6) 労働保険(労災・雇用)加入証明書
(7) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入証明書
(8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)
(9) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
(10) その他市長が必要と認める書類
- 9 入札の無効
入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 郵送による入札は認めない。
- 11 留意事項
入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。
- 12 お問合せ
那覇市まちづくり協働推進課 なは市民活動支援センターグループ
〒900-0004 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階
電話 098-861-5024 FAX 098-861-5029

那 覇 市 公 告 第 648 号
令 和 2 年 3 月 2 日

なは市民協働プラザ環境衛生管理業務委託の入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。)第 4 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 なは市民協働プラザ環境衛生管理業務委託
- (2) 履行場所 なは市民協働プラザ 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
- (3) 履行期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- (4) 長期継続契約

この入札にかかる契約は、那覇市長期継続を締結することができる契約を定める条例(平成 21 年那覇市条例第 41 号)第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で、契約を締結又は継続するものであり、当該契約にかかる支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができるものとする。

- (5) 概 要 受水槽点検清掃・水質管理・室内環境測定・害虫駆除等

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項。

- (1) 次に登録されていること。
 - ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 7 号かつ第 8 号。
 - ・那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿。
- (2) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。
- (3) 営業実績が 2 年以上あること。
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁)による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく

再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会

日 時 令和 2 年 3 月 13 日(金)

午前 10 時 30 分受付開始 午前 10 時 40 分説明開始

場 所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

4 入札執行の日時及び場所

日 時 令和 2 年 3 月 25 日(水)

午前 10 時 30 分受付開始 午前 10 時 40 分入札開始

場 所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

5 入札時提出書類

- (1) 入札書(市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状(市様式)

6 入札保証金

契約規則第 8 条第 1 項の規定に基づき免除することができる。

7 契約保証金

契約規則第 30 条第 1 項の規定に基づき免除することができる。

8 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市まちづくり協働推進課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書(市様式)
- (2) 業務実績表(市様式)
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料(市様式)
- (6) 労働保険(労災・雇用)加入証明書
- (7) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入証明書
- (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)
- (9) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問い合わせ

那覇市まちづくり協働推進課 なは市民活動支援センターグループ
〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ2階
電話 098-861-5024 FAX 098-861-5029

那覇市公告第 649 号

令和 2 年 3 月 2 日

なは市民協働プラザ施設管理業務委託の入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。)第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 なは市民協働プラザ施設管理業務委託
- (2) 履行場所 なは市民協働プラザ 那覇市銘苅2丁目3番1号
- (3) 履行期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- (4) 長期継続契約

この入札にかかる契約は、那覇市長期継続を締結することができる契約を定める条例(平成 21 年那覇市条例第 41 号)第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で、契約を締結又は継続するものであり、当該契約にかかる支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「電気」若しくは「管」に登録されていること。または、那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 営業実績が 2 年以上あること。
- (3) 従業員に第 1 種電気工事士が 1 人以上いること。
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)の

いずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁)による。

- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会

日 時 令和 2 年 3 月 13 日(金)

午前 11 時 00 分受付開始 午前 11 時 10 分説明開始

場 所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

4 入札執行の日時及び場所

日 時 令和 2 年 3 月 25 日(水)

午前 11 時 00 分受付開始 午前 11 時 10 分入札開始

場 所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

5 入札時提出書類

- (1) 入札書(市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状(市様式)

6 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づき免除することができる。

7 契約保証金

契約金額(年額)の 100 分の 10 に相当する額の納付、又は那覇市契約規則(昭和 46 年那覇市規則第 13 号)第 30 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

8 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市まちづくり協働推進課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書(市様式)
- (2) 業務実績表(市様式)
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料(市様式)
- (6) 労働保険(労災・雇用)加入証明書
- (7) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入証明書
- (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)

- (9) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類
- 9 入札の無効
入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 郵送による入札は認めない。
- 11 留意事項
入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。
- 12 お問合せ
那覇市市民文化部まちづくり協働推進課
なは市民活動支援センターグループ
〒900-0004 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階
電話 098-861-5024 FAX 098-861-5029

那覇市公告第 650 号
令和 2 年 3 月 2 日

なは市民協働プラザ消防用設備保守点検業務委託の入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。)第 13 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 なは市民協働プラザ消防用設備点検業務委託
- (2) 履行場所 なは市民協働プラザ 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
- (3) 履行期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- (4) 長期継続契約

この入札にかかる契約は、那覇市長期継続を締結することができる契約を定める条例(平成 21 年那覇市条例第 41 号)第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で、契約を締結又は継続するものであり、当該契約にかかる支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができるものとする。

- (5) 目 的 保守点検業務の対象を常に良好な状態に維持し、万一の火災

等発生時に備えるとともに、異状の発生を未然に防止すること。

- (6) 概 要
- ・建築基準法及び消防法第 17 条の 3 の 3 の規程に基づく点検及び報告
 - ・火災時等の対応
 - ・なは市民協働プラザ消防訓練への協力

2 入札に参加する者に必要な事項

- (1) 第 1 種・第 2 種消防設備点検資格を有する者がいること。
- (2) 営業実績が 2 年以上あること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁)による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (10) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (11) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (12) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (13) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会

日 時 令和 2 年 3 月 13 日(金)

午前 11 時 30 分受付開始 午前 11 時 40 分説明開始

場 所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

4 入札執行の日時及び場所

日 時 令和 2 年 3 月 25 日(水)

午前 11 時 30 分受付開始 午前 11 時 40 分入札開始

場 所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

5 入札時提出書類

- (1) 入札書(市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状(市様式)

6 入札保証金

契約規則第 8 条第 1 項の規定に基づき免除することができる。

7 契約保証金

契約規則第 30 条第 1 項の規定に基づき免除することができる。

8 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市まちづくり協働

推進課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書(市様式)
- (2) 業務実績表(市様式)
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料(市様式)
- (6) 労働保険(労災・雇用)加入証明書
- (7) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入証明書
- (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)
- (9) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問合せ

那覇市市民文化部 まちづくり協働推進課 なは市民活動支援センターグループ

〒900-0004 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階

電話 098-861-5024 FAX 098-861-5029

那覇市公告第 651 号

令和 2 年 3 月 2 日

なは市民協働プラザ昇降機保守点検業務委託の入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。)第 4 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 なは市民協働プラザ昇降機保守点検業務委託
- (2) 履行場所 なは市民協働プラザ 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
- (3) 履行期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(4) 長期継続契約

この入札にかかる契約は、那覇市長期継続を締結することができる契約を定める条例(平成 21 年那覇市条例第 41 号)第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で、契約を締結又は継続するものであり、当該契約にかかる支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができるものとする。

- (5) 目 的 なは市民協働プラザに設置している昇降機 2 基を正常かつ良好な運転状態に保つため、定期点検及び故障対策を実施する。
- (6) 概 要 ・技術員による 3 か月に 1 回の巡回点検整備
 ・監視診断装置による毎月 1 回の点検、又は技術員による毎月 1 回の巡回点検
 ・不時の故障等が発生したときの対応及び点検修理(24 時間体制)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく建設業者格付名簿に登載していること。
- (2) 「昇降機検査資格者」資格を有する者が 3 人以上在職していること。
- (3) 営業実績が 2 年以上あること。
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁)による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会

日 時 令和 2 年 3 月 13 日(金)

 午後 1 時受付開始 午後 1 時 10 分説明開始

場 所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

4 入札執行の日時及び場所

日 時 令和 2 年 3 月 25 日(水)

午後 1 時受付開始 午後 1 時 10 分入札開始

場 所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

5 入札時提出書類

- (1) 入札書(市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状(市様式)

6 入札保証金

契約規則第 8 条第 1 項の規定に基づき免除することができる。

7 契約保証金

契約規則第 30 条第 1 項の規定に基づき免除することができる。

8 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市まちづくり協働推進課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書(市様式)
- (2) 業務実績表(市様式)
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料(市様式)
- (6) 労働保険(労災・雇用)加入証明書
- (7) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入証明書
- (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)
- (9) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問合せ

那覇市市民文化部 まちづくり協働推進課 なは市民活動支援センターグループ

〒900-0004 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階

電話 098-861-5024 FAX 098-861-5029

那覇市公告第 652 号
令和 2 年 3 月 2 日

なは市民協働プラザ自家用電気工作物保安管理業務委託の入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。)第 4 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 なは市民協働プラザ自家用電気工作物保安管理業務委託
- (2) 履行場所 なは市民協働プラザ 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
- (3) 履行期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- (4) 長期継続契約

この入札にかかる契約は、那覇市長期継続を締結することができる契約を定める条例(平成 21 年那覇市条例第 41 号)第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で、契約を締結又は継続するものであり、当該契約にかかる支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 那覇産業保安監督事務所の「電気保安法人名簿」に登録されていること。
- (2) 営業実績が 2 年以上あること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁)による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (10) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (11) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後 2 年を経過していること。

- (12) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (13) その他市長が必要と認める条件
- 3 入札説明会
日 時 令和 2 年 3 月 13 日(金)
午後 1 時 30 分受付開始 午後 1 時 40 分説明開始
場 所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3
- 4 入札執行の日時及び場所
日 時 令和 2 年 3 月 25 日(水)
午後 1 時 30 分受付開始 午後 1 時 40 分入札開始
場 所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3
- 5 入札時提出書類
- (1) 入札書(市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)
- 6 入札保証金
契約規則第 8 条第 1 項の規定に基づき免除することができる。
- 7 契約保証金
契約規則第 30 条第 1 項の規定に基づき免除することができる。
- 8 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)
落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市まちづくり協働推進課まで持参のうえ提出すること。
- (1) 入札資格審査申請書(市様式)
- (2) 業務実績表(市様式)
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料(市様式)
- (6) 労働保険(労災・雇用)加入証明書
- (7) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入証明書
- (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)
- (9) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類
- 9 入札の無効
入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 郵送による入札は認めない。
- 11 留意事項
入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。
- 12 お問合せ
那覇市市民文化部 まちづくり協働推進課 なは市民活動支援センターグループ
〒900-0004 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階
電話 098-861-5024 FAX 098-861-5029

那 覇 市 公 告 第 653 号

令 和 2 年 3 月 2 日

なは市民協働プラザデマンド監視業務委託の入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。)第 4 条の規定により、次のように公告する

那 覇 市 長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 なは市民協働プラザデマンド監視業務委託
- (2) 履行場所 なは市民協働プラザ 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
- (3) 履行期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- (4) 長期継続契約

この入札にかかる契約は、那覇市長期継続を締結することができる契約を定める条例(平成 21 年那覇市条例第 41 号)第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で、契約を締結又は継続するものであり、当該契約にかかる支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 那覇産業保安監督事務所の「電気保安法人名簿」に登録されていること。
- (2) 営業実績が 2 年以上あること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁)による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (10) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (11) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (12) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 号に規

定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

(13) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会

日 時 令和 2 年 3 月 13 日 (金)

午後 2 時受付開始 午後 2 時 10 分説明開始

場 所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

4 入札執行の日時及び場所

日 時 令和 2 年 3 月 25 日 (水)

午後 2 時受付開始 午後 2 時 10 分入札開始

場 所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

5 入札時提出書類

(1) 入札書(市様式)

(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)

6 入札保証金

契約規則第 8 条第 1 項の規定に基づき免除することができる。

7 契約保証金

契約規則第 30 条第 1 項の規定に基づき免除することができる。

8 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市まちづくり協働推進課まで持参のうえ提出すること。

(1) 入札資格審査申請書(市様式)

(2) 業務実績表(市様式)

(3) 商業登記簿

(4) 市税完納証明書

(5) 所在地確認資料(市様式)

(6) 労働保険(労災・雇用)加入証明書

(7) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入証明書

(8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)

(9) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問い合わせ

那覇市市民文化部 まちづくり協働推進課 なは市民活動支援センターグループ

〒900-0004 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階

電話 098-861-5024 FAX 098-861-5029

那 覇 市 公 告 第 654 号

令 和 2 年 3 月 2 日

令和 2 年度エコマール那覇等電力設備保守点検業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 エコマール那覇等電力設備保守点検業務委託
- (2) 履 行 場 所 エコマール那覇リサイクル棟(南風原町字新川 655 番地)
エコマール那覇プラザ棟(南風原町字新川 641 番地)
汚水処理場(南風原町字宮城安里又原 516-2)
し尿等下水道放流施設(浦添市伊奈武瀬 1 丁目 5 番 11 号)
- (3) 履 行 期 間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

2 入札参加資格要件

- (1) 那覇産業保安監督事務所の「電気保安法人名簿」に登録されていること。
- (2) 過去 2 年間に同規模の国又は地方公共団体の公共施設の点検の実績があること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 那覇市内に本店または支店、営業所等があること。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 貸金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (11) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (12) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会

- (1) 入札説明会は行いませんので、入札案内及び仕様書を熟読してください。
- (2) 入札案内及び仕様書、入札書、委任状、質問書は那覇市ホームページよりダウンロードできます。

-
- 4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答
質問期間 令和 2 年 3 月 2 日(月)～令和 2 年 3 月 9 日(月)
質問方法 質問書(市様式)を環境部クリーン推進課へ FAX すること。
回答日 令和 2 年 3 月 13 日(金)
回答方法 FAX にて回答します。
 - 5 入札執行の日時及び場所
日 時 令和 2 年 3 月 23 日(月) 午前 11 時 00 分から
場 所 南風原町字新川 650 番地
(那覇市・南風原町環境施設組合管理棟 3 階研修)
 - 6 入札時提出書類
(1) 入札書(市様式)
(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)
 - 7 入札保証金
那覇市契約規則第 8 条第 1 項の規定に基づく場合は免除することができる。
 - 8 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)
(1) 入札参加資格審査申請書
(2) 業務実績調書(市様式)
(3) 市税完納証明書の写し
(4) 商業登記簿の写し
(5) 誓約書兼同意書(市様式)
(6) その他市長が必要と認める書類
 - 9 入札の無効
入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。
 - 10 特記事項
この公告は、令和 2 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる案件である。市議会により当該予算に係る議決が延期または否決された場合は、入札を延期または中止する場合がある。
 - 11 問い合わせ先
那覇市環境部クリーン推進課管理グループ
電話 098-889-3567 FAX 098-888-1274
-

那覇市公告第 655 号
令和 2 年 3 月 2 日

令和 2 年度エコマール那覇重機類保守点検業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 エコマール那覇重機類保守点検業務委託
- (2) 履行場所 エコマール那覇リサイクル棟(南風原町字新川 655 番地)
- (3) 履行期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

2 入札参加資格要件

- (1) 沖縄県内に本社もしくは営業所等があること。
- (2) 各メーカーの重機類の保守点検ができること。
- (3) 市町村税を完納していること。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (8) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (9) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (10) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (11) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会

- (1) 入札説明会は行いませんので、入札案内及び仕様書を熟読してください。
- (2) 入札案内及び仕様書、入札書、委任状、質問書は那覇市ホームページよりダウンロードできます。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

- 質問期間 令和 2 年 3 月 2 日(月)～令和 2 年 3 月 9 日(月)
- 質問方法 質問書(市様式)を環境部クリーン推進課へ FAX すること。
- 回 答 日 令和 2 年 3 月 13 日(金)
- 回答方法 FAX にて回答します。

- 5 入札執行の日時及び場所
日 時 令和 2 年 3 月 23 日(月) 午後 2 時 00 分から
場 所 南風原町字新川 650 番地
(那覇市・南風原町環境施設組合管理棟 3 階研修室)
- 6 入札時提出書類
(1) 入札書(市様式)
(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状(市様式)
- 7 入札保証金
那覇市契約規則第 8 条第 1 項の規定に基づく場合は免除することができる。
- 8 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)
(1) 入札参加資格審査申請書
(2) 業務実績調書(市様式)
(3) 市町村税完納証明書の写し
(4) 商業登記簿の写し
(5) 誓約書兼同意書(市様式)
(6) その他市長が必要と認める書類
- 9 入札の無効
入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。
- 10 特記事項
この公告は、令和 2 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる案件である。市議会により当該予算に係る議決が延期または否決された場合は、入札を延期または中止する可能性がある。
- 11 問い合わせ先
那覇市環境部クリーン推進課管理グループ
電話 098-889-3567 FAX 098-888-1274

那覇市公告第 656 号

令和 2 年 3 月 2 日

令和 2 年度エコマール那覇空調設備保守点検業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 エコマール那覇空調設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所 エコマール那覇リサイクル棟(南風原町字新川 655 番地)
エコマール那覇プラザ棟(南風原町字新川 641 番地)
- (3) 履行期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

2 入札参加資格要件

- (1) 那覇市建設工事等入札参加者資格に関する規定に基づく「建設業者格付名簿」の業者「管」に登録していること。
- (2) 過去 2 年間に同規模の国又は地方公共団体の公共施設の点検の実績があること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 那覇市内に本店または支店、営業所等があること。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (11) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (12) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会

- (1) 入札説明会は行いませんので、入札案内及び仕様書を熟読してください。
- (2) 入札案内及び仕様書、入札書、委任状、質問書は那覇市ホームページよりダウンロードできます。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

- 質問期間 令和 2 年 3 月 2 日(月)～令和 2 年 3 月 9 日(月)
質問方法 質問書(市様式)を環境部クリーン推進課へ FAX すること。
回 答 日 令和 2 年 3 月 13 日(金)
回答方法 FAX にて回答します。

5 入札執行の日時及び場所

- 日 時 令和 2 年 3 月 23 日(月) 午後 3 時 00 分から
場 所 南風原町字新川 650 番地
(那覇市・南風原町環境施設組合管理棟 3 階研修室)

6 入札時提出書類

- (1) 入札書(市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状(市様式)

7 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項の規定に基づく場合は免除することができる。

8 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) 業務実績表(市様式)

- (3) 市税完納証明書の写し
 - (4) 商業登記簿の写し
 - (5) 誓約書兼同意書(市様式)
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 9 入札の無効
入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。
- 10 特記事項
この公告は、令和 2 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる案件である。市議会により当該予算に係る議決が延期または否決された場合は、入札を延期または中止する場合がある。
- 11 問い合わせ先
那覇市環境部クリーン推進課管理グループ
電話 098-889-3567 FAX 098-888-1274

那覇市公告第 657 号
令和 2 年 3 月 2 日

那覇市保健所空調設備保守管理業務の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業 務 名：那覇市保健所空調設備保守管理業務委託
 - (2) 履 行 場 所：那覇市保健所(那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号)
 - (3) 履 行 内 容：別紙仕様書による
 - (4) 契 約 予 定 日：令和 2 年 4 月 1 日
 - (5) 契 約 期 間：令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に定めるものに該当しないこと。
 - (2) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく建設業者格付名簿の業種「管」に登録していること。
 - (3) 過去 2 年間に官公庁の施設で規模をほぼ同じくする空調設備保守管理業務の請負実績が 2 件以上あること。
- 3 契約条項を示す場所
場所：那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号
那覇市保健所 2 階 保健総務課

-
- 4 入札説明会の日時及び場所
日時：令和 2 年 3 月 10 日(火) 午前 10 時
場所：那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号
那覇市保健所 3 階 多目的室 A
 - 5 入札説明会時提出書類
2(1)～(3)が確認できる書類
 - 6 入札執行の日時及び場所
日時：令和 2 年 3 月 24 日(火) 午前 10 時
場所：那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号
那覇市保健所 3 階 多目的室 A
 - 7 入札時提出書類
 - (1) 入札書(市様式)
 - (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)
 - 8 入札保証金
入札保証金は免除(那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 3 号)
 - 9 入札の無効
次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者が行ったとき
 - (2) 委任状を持参しない代理人が行ったとき
 - (3) 入札書の日付が、入札の年月日と合わないとき
 - (4) 入札書に記名押印(代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印)を欠いたとき
 - (5) 入札書の表記金額を訂正したとき、又は¥マークの記載がないとき
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
 - (7) 明らかに談合と認められるとき
 - (8) 他の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者が行ったとき
 - (9) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用したとき
 - (10) その他入札に関する条件に違反したとき
 - 10 郵送による入札は認めない
 - 11 留意事項
 - (1) 入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。
 - (2) 本案件に係る予算の議決が無かった場合は、入札を取り止める。
 - 12 お問合せ
那覇市健康部保健総務課保健総務グループ 担当 与那覇
〒902-0076 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号
電話 098-853-7964 F A X 098-853-7965
-

那 覇 市 公 告 第 658 号

令 和 2 年 3 月 2 日

那 覇 市 保 健 所 環 境 衛 生 管 理 業 務 委 託 の 制 限 付 一 般 競 争 入 札 の 実 施 に つ い て

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のように公告する。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 : 那 覇 市 保 健 所 環 境 衛 生 管 理 業 務 委 託
- (2) 履 行 場 所 : 那 覇 市 保 健 所 (所 在 地 : 那 覇 市 与 儀 1 丁 目 3 番 21 号)
- (3) 履 行 内 容 : 別 紙 仕 様 書 に よ る
- (4) 契 約 予 定 日 : 令 和 2 年 4 月 1 日
- (5) 履 行 期 間 : 令 和 2 年 4 月 1 日 から 令 和 3 年 3 月 31 日 まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に定めるものに該当しないこと。
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 7 号及び第 8 号の登録があること。
- (3) 那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 過去 2 年間に官公庁の施設で規模をほぼ同じくする環境衛生管理業務もしくは清掃業務の請負実績が 2 件以上あること。
- (5) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。

3 契約条項を示す場所

場 所 : 那 覇 市 与 儀 1 丁 目 3 番 21 号
那 覇 市 保 健 所 2 階 保 健 総 務 課

4 入札説明会の日時及び場所

日 時 令 和 2 年 3 月 10 日 (火) 午 前 11 時
場 所 那 覇 市 与 儀 1 丁 目 3 番 21 号
那 覇 市 保 健 所 3 階 多 目 的 室 A

5 入札説明会時提出書類

2 (1) ~ (5) が 確 認 で き る 書 類

6 入札執行の日時及び場所

日 時 令 和 2 年 3 月 24 日 (火) 午 前 11 時
場 所 那 覇 市 与 儀 1 丁 目 3 番 21 号
那 覇 市 保 健 所 3 階 多 目 的 室 A

7 入札時提出書類

- (1) 入 札 書 (市 様 式)

(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)

8 入札保証金

入札保証金は免除(那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 3 号)

9 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者が行ったとき

(2) 委任状を持参しない代理人が行ったとき

(3) 入札書の日付が、入札の年月日と合わないとき

(4) 入札書に記名押印(代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印)を欠いたとき

(5) 入札書の表記金額を訂正したとき、又は¥マークの記載がないとき

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき

(7) 明らかに談合と認められるとき

(8) 他の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者が行ったとき

(9) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用したとき

(10) その他入札に関する条件に違反したとき

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

(1) 入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は今後一定期間の入札参加停止処分とする。

(2) 本案件に係る予算の議決が無かった場合は、入札を取り止める。

12 お問合せ

那覇市健康部保健総務課保健総務グループ 担当 与那覇

〒902-0076 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号

電話 098-853-7964 F A X 098-853-7965

那覇市公告第 659 号

令和 2 年 3 月 2 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

1 開発協議同意年月日、番号及び指令番号

令和元年 7 月 9 日 第 20-70-8 号 那覇市指令ま建指第 1326 号

2 開発区域に含まれる地域の名称

那覇市宇栄原四丁目 577 番 ほか 28 筆

4-1 工区

- 3 公共施設
なし
- 4 開発協議を受けた者の住所及び氏名
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市長 城間 幹子
- 5 検査済証番号
令和元年2月12日 那ま建指第324号
- 6 工事完了年月日
令和元年1月20日

那覇市公告第 660 号
令和 2 年 3 月 2 日

「令和 2 年度那覇市消防局寝具類賃貸借契約」に係る制限付一般競争入札について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件 名 那覇市消防局寝具類賃貸借契約
 - (2) 履行場所 那覇市消防局庁舎、他 6 署所(別紙仕様書のとおり)
 - (3) 履行内容 別紙仕様書のとおり
 - (4) 履行期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日
- 2 入札参加資格条件
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
 - (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
 - (3) 営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあつてはそれらの資格等を有していること。
 - (4) 入札に参加しようとする年の 1 月 1 日において引き続き 2 年以上同種の営業(寝具類の賃貸業及びクリーニング業)を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。
 - (5) 市町村税等を滞納していないこと。
 - (6) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。
 - (7) 沖縄県内に本社又は営業所等があること。

3 参加資格の確認

入札への参加を希望する者については、参加資格の確認を行うので、入札参加資格審査申請書、印鑑証明書(原本)、業務実績調書、誓約書(市指定様式)、市町村税等完納証明書(写し可)、財務諸表(写し可)、登記事項証明書(履歴事項全部証明書、写し可)、営業許可証明書(写し)、クリーニング所検査確認済証(写し)を令和2年3月17日までに提出して下さい。郵送での提出の場合においても上記提出期限までに必着をお願いします。

印鑑証明書、完納証明書、登記事項証明書は3ヵ月以内に取得したものを提出して下さい。

4 仕様書等の配布期間及び配布方法

(1) 配布期間 令和2年3月2日(月)から令和2年3月16日(月)

※土日祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)

(2) 配布方法 那覇市消防局にて受け取り又は那覇市ホームページに掲載する仕様書等をダウンロードして下さい。

※FAX、郵送での配布は行いません。

5 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 令和2年3月9日(月) 午後3時から

(2) 場所 那覇市消防局4階 第2会議室(那覇市銘苅2丁目3番8号)

6 入札日時及び場所

(1) 日時 令和2年3月23日(月) 午後3時から

(2) 場所 那覇市消防局4階 第2会議室(那覇市銘苅2丁目3番8号)

7 入札時提出書類

(1) 入札書(市指定様式)

(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市指定様式)

※市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードして下さい。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、那覇市契約規則第8条各号のいずれかに該当するときは免除する。

(2) 契約保証金 那覇市契約規則第30条各号のいずれかに該当するときは免除するが、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

9 入札の無効

那覇市契約規則第14条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

10 最低賃金遵守誓約書の提出

契約を締結した者は、契約締結後、速やかに市指定様式の最低賃金遵守誓約書を提出すること。

11 その他

郵送による入札は認めません。提出された書類は返却いたしません。

12 問い合わせ先

那覇市消防局総務課 担当 山城・金城 TEL867-0119 FAX869-1190

消防局訓令

那覇市消防局訓令第 1 号
令和 2 年 2 月 4 日
公 表 濟

那覇市消防吏員ワッペン規程の全部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局 長 島 袋 弘 樹

那覇市消防吏員ワッペン規程

那覇市消防吏員ワッペン規程(平成21年9月15日消防本部訓令第11号)の全部を改正する。

那覇市消防吏員服制規則(1967年那覇市規則第19号)第3条に基づき、ロゴマーク入りワッペンを次のとおり定める。

- (1) 消防吏員(冬服、夏服用)



- (2) 消防吏員(活動服、救助服、防火衣上衣、防寒衣用)



- (3) 救急隊



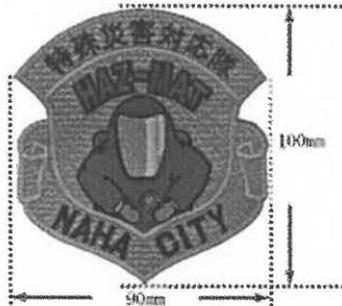
- (4) 特別救助隊



(5) 高度救助隊



(6) 特殊災害対応隊



(7) 世界遺産群特別警防隊



(8) 第1機動査察係及び第2機動査察係(夏服用)



(9) 第1機動査察係及び第2機動査察係(活動服用)



(10) 高度救助隊略帽(左側面)



付 則

この訓令は、令和2年3月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 33 号

令和 2 年 2 月 13 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者	指 定 日
472	沖縄トータル工業	那覇市宮城 1 丁目 17 番 17-1106 号	山入端 学	令和 2 年 2 月 13 日

那覇市上下水道局告示第 34 号

令和 2 年 2 月 14 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者 (指定の更新)

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者	更新日
18	株式会社三星建設	豊見城市字上田 536 番地 21	瀬長 誠	令和 2 年 1 月 31 日
19	合資会社第一設備	那覇市与儀二丁目 12 番 25 号	武村 健	令和 2 年 2 月 6 日
21	株式会社和高建設工 業	那覇市田原四丁目 5 番 2 号	具志 清	令和 2 年 2 月 12 日
23	株式会社太閤建設	那覇市おもろまち四丁目 20 番 16 号	浦崎 家三	令和 2 年 1 月 31 日
25	有限会社三工興業設 備	那覇市長田一丁目 4 番 8 号	立津 誠	令和 2 年 2 月 6 日
26	南西空調設備株式会 社	那覇市銘苅一丁目 10 番 12 号	久高 将泰	令和 2 年 2 月 12 日
28	株式会社中央設備	那覇市古波蔵一丁目 32 番 7 号	知念 道生	令和 2 年 1 月 31 日
29	株式会社東洋設備	那覇市字天久 1122 番地	玉城 信六	令和 2 年 1 月 31 日
30	國和設備工業株式会 社	那覇市久茂地三丁目 21 番 1 号	仲原 泉	令和 2 年 2 月 12 日